

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

(新) 委 員 名 簿

(敬称略)

近 藤 修 司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
普 赤 清 幸	石川県商工会議所連合会専務理事
橋 本 政 人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中 村 明	石川県中小企業団体中央会専務理事
吉 田 幸 浩	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
久々湊 尚 純	カナカン株式会社物流システム部部长
<u>北 野 浩 司</u>	<u>津田駒工業株式会社取締役管理部門統括</u>
杉 浦 直 人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久 安 常 信	一般社団法人石川県トラック協会会長
山 田 秀 一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田 彰	小前田運輸株式会社取締役会長
溝 口 道 晴	日本通運株式会社北陸支店支店長
長 嶋 政 弘	厚生労働省石川労働局長
平 井 隆 志	国土交通省北陸信越運輸局長

(オブザーバー)

北陸農政局経営・事業支援部食品企業課

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

(旧) 委 員 名 簿

(敬称略)

近 藤 修 司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
普 赤 清 幸	石川県商工会議所連合会専務理事
橋 本 政 人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中 村 明	石川県中小企業団体中央会専務理事
吉 田 幸 浩	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
久々湊 尚 純	カナカン株式会社物流システム部部长
松 任 宏 幸	津田駒工業株式会社常務取締役総務部長
杉 浦 直 人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久 安 常 信	一般社団法人石川県トラック協会会長
山 田 秀 一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田 彰	小前田運輸株式会社取締役会長
溝 口 道 晴	日本通運株式会社北陸支店支店長
長 嶋 政 弘	厚生労働省石川労働局長
平 井 隆 志	国土交通省北陸信越運輸局長

(オブザーバー)

北陸農政局経営・事業支援部食品企業課

# 令和4年度における石川県地方協議会の取り組み

## ○荷主団体へ取引環境改善に向けた要請行動

実施日 : 令和4年12月2日(金)

要請先 : 一般社団法人石川県経営者協会、石川県商工会議所連合会、  
石川県商工会連合会、石川県中小企業団体中央会

【概要】 トラック運送事業の健全な運営を確保し、物流機能が滞ることのないようにするために、①自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の見直しに関するご理解とご協力について、②標準的な運賃の告示制度のご理解とご協力について、③異常気象時下における輸送に関するご理解とご協力について、下記リーフレットを活用し、傘下会員への周知等いただくよう要請した。また、昨今の燃料価格上昇についても言及し、適正な運賃収受の重要性について荷主企業への理解を求めた。(P2、3の資料を手交)



石川県経営者協会 高松会長(左)  
協議会事務局(右)



石川県商工会議所連合会  
普赤専務理事(右)  
協議会事務局(左)



石川県中小企業団体中央会  
中村専務理事(左)  
協議会事務局(右)



石川県商工会連合会  
尾崎専務理事(左)  
協議会事務局(右)

# 令和4年度における石川県地方協議会の取り組み

令和4年12月2日

一般社団法人石川県経営者協会会長  
高松 喜与志 殿

〔トラック輸送における取引環境・労働時間改善〕  
石川県地方協議会事務局

国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局長  
猿谷 克幸

厚生労働省石川労働局長  
長嶋 政弘

一般社団法人石川県トラック協会会長  
久安 常信

トラック運送事業者のコンプライアンス確保に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能であり、平時における運送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と地域の暮らしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしております。トラック運送事業の健全な運営を確保し、物流機能が滞ることのないようにするために、以下についてご理解ご協力をお願い申し上げます。

## 1. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の見直しに関するご理解とご協力について

自動車運転の業務については、働き方改革関連法に基づき、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されますが、それに合わせて令和4年12月を目標に自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、「改善基準告示」といいます。）が改正され、周知期間を設けた後、令和6年度から施行される予定です。

トラック運転者の長時間労働を改善するためには、トラック運送事業者のみならず、荷主企業のご配慮も不可欠であることから、改善基準告示の改正内容について運送業務の発注担当者にもご理解をいただき、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう、傘下会員への周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 2. 標準的な運賃の告示制度のご理解とご協力について

自動車運転の業務については、働き方改革関連法に基づき、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなりますが、トラック運送事業

者における運転者の労働環境は、他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり運転者不足が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、トラック運送事業者の適正な運賃收受の下支えとなる環境を整備することにより、トラック運転者の労働条件を改善し、安定的かつ持続的な物流を確保するため、「貨物自動車運送事業法」が改正され、国土交通大臣が適正な運賃水準を標準的な運賃として令和2年4月24日に告示したところです。

つきましては、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向けて当該告示の趣旨についてご理解いただき、別添リーフレットを傘下会員への周知等にご活用いただきますようお願い申し上げます。

## 3. 異常気象時における輸送に関するご理解とご協力について

近年、大雪により、関越道及び北陸道で大型車両が長時間にわたり滞留する事案や強風により車両が横転する事故が発生しています。

このような場合には、運転者の生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響を生じるおそれがあります。

国土交通省では、令和2年2月に台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を定めておりますが、異常気象時において、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制にご理解をいただくとともに、無理な輸送の強要を行わないよう、傘下会員への周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。





# 令和4年度における石川県地方協議会の取り組み

## ○荷主と運送事業者の協力によるトラック運転者の労働時間短縮に向けた説明会

日時：①令和5年 3月 9日（木） 会場：①石川県トラック会館  
②令和5年 3月13日（月） ②小松日の出合同庁舎  
③令和5年 3月14日（火） ③七尾地方合同庁舎 もしくは Zoom によるオンライン参加

参加者：（全3回）荷主：39名（うちWEB参加9名）、運送事業者：205名（うちWEB参加29名）  
※所属不明5名（WEB参加）

【概要】トラック運転者の労働時間短縮に向けた説明会に運送事業者および荷主の参加を呼びかけ、荷主勧告制度・改善基準告示の改正について周知を図った。説明会では、標準的な運賃に関しても言及し、適正な運賃收受の重要性について荷主企業への理解を求めた。

### 【プログラム】

- 荷主勧告制度について
- トラック運転者に係る今後の労働時間規制等について

【対象：荷主関係企業、トラック運送事業者】

### ■主な周知事項

- ・荷主勧告制度について
- ・改善基準告示の改正について
- ・標準的な運賃の告示について



『荷主と運送事業者の協力によるトラック運転者の労働時間短縮に向けた説明会』の様子（金沢会場）



- 1 概要 燃料価格高騰及び人件費の上昇に係る荷主向けテレビCMを制作・放送し、「買ったたき」に対する周知を図るとともに、運送事業者と荷主の取引環境の整備に努めた。また、降雪期においては、悪天候時の運行強要行為を禁止する荷主向けテレビCMを放送し、内容の周知に努めた。
- 2 放送期間 令和4年8月1日（月）～ 8月31日（水）  
令和4年11月21日（月）～令和5年1月31日（火）  
※ 主に 6：00～8：00・20：00～24：00 の時間帯（計331回）
- 3 放送局 地上波4局（テレビ金沢、北陸放送、北陸朝日放送、石川テレビ）
- 4 内容 荷主向けテレビCM「公正な取引について」3編の放送
- 5 その他 8月には「燃料高騰編」を放送し、11月からは「燃料高騰編」に加え「人件費高騰編」、「異常気象時の運行強要編」を放送した。



公正な取引について「燃料高騰編」



公正な取引について「人件費高騰編」



公正な取引について「運行強要編」